

公益社団法人群馬県緑化推進委員会役員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県緑化推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第18条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）の規定に照らし妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本委員会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員は、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費という。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本委員会は、常勤役員の職務の遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員には、報酬を支給しない。
- 4 役員には、役員賞与を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本委員会の常勤理事の報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおり、各々の常勤理事報酬月額は俸給のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 本委員会の常勤監事の報酬は、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の常勤監事の報酬月額は、別表のうちから総会で決議するものとし、総会が決議しない場合においては、別表のうちから監事の協議によって定めるものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融

機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 本委員会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 本委員会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規定は、平成23年5月12日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位: 円)

	月 額
第 1 号	150,000
第 2 号	160,000
第 3 号	170,000
第 4 号	195,000
第 5 号	220,000
第 6 号	240,000
第 7 号	275,000
第 8 号	310,000
第 9 号	385,000